

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

独立行政法人日本学生支援機構法(以下「法」という。)における学資金については、滋賀県奨学資金貸与条例で併用不可と定めているが、同法の改正により学資支給金の制度が設けられたことに伴い、必要な規定の整理を行う。

1. 滋賀県奨学資金と併用できないもの

経済的理由により高等学校等で修学することが困難な者に対して奨学資金を貸与するにあたり、国庫を財源とする同種の支援が重複しないようにするため、国や都道府県が行う奨学事業による奨学金等の貸与または給付を受けていないことを要件としている。

2. 対象となる学校種

高等専門学校のみ、いずれの制度でも対象となる。

【滋賀県奨学資金】……高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)

【日本学生支援機構】……大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

3. 奨学金等の種類

【滋賀県奨学資金】

奨学資金(月額 18,000 円～35,000 円)、入学資金(50,000 円～200,000 円)

※無利子、収入は生活保護基準の 1.7 倍以下

【日本学生支援機構】

第一種学資金(月額 10,000 円～60,000 円)

※無利子、家計支持者の住民税非課税または成績 3.5 以上

第二種学資金(月額 30,000 円～120,000 円)

※年利 3%以内、家計支持者の収入が機構の定める基準額以下、成績平均以上

4. 法の主な改正内容

・(第一種、第二種)学資金 → (第一種、第二種)学資貸与金に改称

・学資支給金の新設(月額 20,000 円～40,000 円)

※本格実施は平成 30 年度から

5. 法改正に伴う条例改正

滋賀県奨学資金貸与条例第 2 条第 4 号中、併用を不可とする日本学生支援機構法における制度名を「学資金」から「学資貸与金」に改めるとともに、「学資支給金」を明記する。

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案要綱

1. 改正の理由

独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正により、学資支給金の制度が設けられたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県奨学資金貸与条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第1条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあつては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 現に独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による<u>学資金</u>、この条例による奨学資金その他規則で定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第1条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあつては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 現に独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による<u>学資貸与金または学資支給金</u>、この条例による奨学資金その他規則で定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと。</p> <p>第3条以下 省略</p>